令８－９肢４

第１．肢の結論

正しい

第２．本人の顔写真が貼られた履歴書に私文書偽造罪が成立するか

１．問題の所在

指名手配中の甲は，素性が明らかになることを免れるため，偽名を用いて就職しようと考え，行使の目的で，氏名欄に偽名である X とした。また，真実と異なる生年月日，住所，および経歴を記載したが，顔写真には，甲自身のものを貼付した履歴書を作成した。この場合，甲に私文書偽造罪（１５９条１項）が成立するか。

甲は，「行使の目的」で，「事実の証明をする」履歴書を作成しているうえ，故意も問題ないが，本件の行為が「偽造」にあたるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

本件行為は，偽造にあたる。したがって，甲は，私文書偽造罪の構成要件に該当し，同罪が成立する。よって，肢は正しい。

（２）理由

ア.「偽造」

偽造とは，作成者が名義を偽ることをいう。文書偽造罪の保護法益は，文書に対する社会の信頼にある。私文書においては，文書に対する社会の信頼は名義に及ぶと解するからである。

イ.「作成者」

文書の作成者は，文書を作成した者及び，作成させたものである。

履歴書は，甲の意思によって作成されている。したがって，作成者は甲である。

ウ.「名義人」氏名欄のXか，写真欄にうつっている甲か。

名義人は，文書（本件の場合，履歴書）に表章されている観念の主体である。

表章の主体は，文書の性質をもとに判断する。

確かに，甲の顔写真が履歴書に貼付されている。就職先は，顔写真をもとに労務の提供者を特定するわけだから，写真が一致していれば判断に間違うことはない。

したがって，文書に表章されている主体は，顔写真に写っている者，甲とも思える。

しかし，仮に名義も甲とすると，履歴書に嘘を書いても良いとなってしまう。

履歴書は，契約をするにあたり，事実を見て，人物評価をする資料である。嘘を容認することは，このような機能が害され問題である。法益保護のために，これを処罰する必要がある。履歴書は，文書の性質上，事実を相手に知らせるものであるから，氏名欄に書かれた名義でしか作成できない文書である。したがって，名義人はXであると解する。

エ結論

よって，甲には私文書偽造罪が成立する。

以上